

3. 令和3年度公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社事業計画書

第 29 期

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

沿革

当公社は、市民要望に応えた文化・スポーツ振興策を効果的に実施していくため、民間活力の積極的導入を図りながら、生涯学習の推進を図るとともに、施設の柔軟で効率的な管理運営を促進し、もって「市民文化・スポーツの振興」と、市政の目標である「豊かで住みよい国際都市」の実現に寄与するため、平成5年7月1日設立されました。

平成18年4月からは、船橋市民ギャラリー、船橋市茶華道センター、船橋市総合体育館及び船橋市武道センターの1期目の指定管理者として、平成23年4月から同施設の2期目の指定管理者として、平成28年4月からは同施設の3期目の指定管理者として管理運営を行なってまいりました。令和3年4月からは「船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの管理に関する基本協定」を締結し、第4期目の指定管理者として同施設の管理運営を行なってまいります。

平成20年12月公益法人制度改革関連三法の施行に伴い、平成23年10月に公益財団法人への移行認定を申請し、平成24年3月22日に千葉県から公益認定を受け、平成24年4月1日から新たに「公益財団法人船橋市文化・スポーツ公社」として事業活動を行っております。

事業活動方針

文化施設及びスポーツ施設を活かした文化・スポーツ事業を行い、地域の文化及びスポーツの普及振興を図り、もって心豊かで明るい市民生活の形成に寄与する事業を行います。船橋市民ギャラリー及び船橋市茶華道センターの指定管理者として、「お客様の満足度の向上をあらゆる活動の原点におく」という基本理念のもとに、より一層の「市民サービスの向上」に努めます。

事業内容

【公益目的事業】

1 文化事業及び船橋市から指定を受けた文化施設の管理運営事業

(1) 船橋市民ギャラリー

① 施設管理運営事業

船橋市民ギャラリー条例及び船橋市民ギャラリー条例施行規則に基づき、公益目的のために、絵画、書道、写真等の展示その他の文化芸術振興を図り、施設及び設備の提供、また、施設維持管理業務を実施します。

② 展覧会事業

ア 船橋市所蔵作品展（船橋市教育委員会との共催）

船橋市が所蔵している船橋市にゆかりのある芸術家などの所蔵作品を展示し、市民に鑑賞していただきます。市民の財産を有効に活用し、市民の文化芸術に対する理解を深め、また文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを目的とした展示会として実施します。

また、幼児・小学生・中学生の参加による鑑賞授業や美術鑑賞会・美術フォーラム等も実施します。

（時 期） 12月（3週間）

（入場料） 無料

イ ふなばし現代アート展「アラカルト」

芸術家を志す若手アーティストの美術作品を展示し、市民に鑑賞していただきます。市民が現代アートに触れる機会を提供すると共に、市民の文化芸術に対する理解を深め、また文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを目的とした展示会として実施します。

期間中には幼児・小学生・中学生を対象としたワークショップや、作家と市民が直接触れ合える機会を提供します。

（時 期） 7～8月（2週間、隔年開催）

（入場料） 無料

ウ その他各文化芸術団体との連携事業

- ・船橋市いけばな展の運営（船橋市華道連盟との連携事業）
- ・船橋市美術展覧会「市展」の運営（船橋市美術連盟との連携事業）
- ・船橋市写真展の運営（船橋市写真連盟との連携事業）
- ・船橋市美術連盟会員展の運営（船橋市美術連盟との連携事業）
- ・船橋市写真連盟会員展の運営（船橋市写真連盟との連携事業）

③ 体験活動事業

ア 利用者向け講座

市民ギャラリー利用者及びこれから利用を考えている方を対象に、展覧会の構成の仕方や展示作業の具体的方法等について説明し、グループ展や個展での利用を促すことを目的として開催します。展示の実技研修で展示した作品を成果展覧会として一般のお客様に公開します。

(時 期) 6月(1週間)

(参加費) 無料

イ 「アラカルト」関連ワークショップ

ふなばし現代アート展「アラカルト」出展作家と子供たちが一緒になってアート制作を体験するワークショップ開催します。制作した作品を成果展覧会として一般のお客様に公開します。

(時 期) 7月

(参加費) 500円

ウ 所蔵作品展関連ワークショップ

現代美術界で活躍する作家を招き、子供たちが作家と一緒にアート制作を体験するワークショップ開催します。制作した作品を成果展覧会として一般のお客様に公開します。

(時 期) 8月(3回)

(参加費) 500円

(2) 船橋市茶華道センター

① 施設管理運営事業

船橋市茶華道センター条例及び船橋市茶華道センター条例施行規則に基づき、公益目的のために、茶道、華道その他の伝統文化の振興を図り、施設及び設備の提供、また、施設維持管理業務を実施します。

② イベント公演事業

ア スクエア寄席

日本の伝統芸能である落語に気軽に触れていただくことにより、市民の文化芸術に対する理解を深め、また文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを目的として実施します。

(時 期) 8月・3月(年2回)

(参加費) 1,000円

③ 体験活動事業

ア 伝統文化教室

(ア) 茶道の世界

日本の伝統文化である茶道の教室を、初心者から経験者までを対象として、各流派の立ち居振る舞いや茶の点て方など実践的な作法の習得を目指すことにより、市民の文化芸術に対する理解を深め、また文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを目的として実施します。

(回数) 6コース 年2期(1期10日間)

(参加費) 1期18,800円

(イ) 華道の世界

日本の伝統文化である華道の教室を、初心者から経験者までを対象として、四季折々の花材を使いながら華道の基礎から応用までの技術の習得を目指すことにより、市民の文化芸術に対する理解を深め、また文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを目的として実施します。

(回数) 4コース 年2期(1期10日間)

(参加費) 1期18,800円

(ウ) 囲碁入門教室

主に初心者の方を対象に、囲碁の基本を習得することを目的として実施します。

(回数) 年1期(3日間)

(参加費) 1,530円

(エ) カジュアル茶道教室

茶道の教室に、より親しみやすい立礼方式を採用して、一般の方を対象に茶道の入門編として行うことにより、市民の文化芸術に対する理解を深め、また文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを目的として実施します。

(回数) 2コース 年1期(10日間)

(参加費) 8,300円

イ 子供伝統文化教室

(ア) 子供茶道教室

日本の伝統文化である茶道の教室を、小・中学生(初心者から経験者まで)を対象として、表千家・裏千家の立ち居振る舞いや茶の点て方など実践的な作法の習得を目指すことにより、市民の文化芸術に対する理解を深め、また文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを目的として実施します。

(回数) 2コース 年1期(10日間)

(参加費) 8,300円

(イ) 子供日本舞踊教室

日本の伝統文化である日本舞踊の教室を、小・中学生（初心者から経験者まで）を対象として、日本舞踊の基本動作・姿勢・礼儀作法・表現方法など実践的な技術の習得を目指すことにより、市民の文化芸術に対する理解を深め、また文化的な環境で生きる喜びを見出すことを目的として実施します。

(回数) 年1期(10日間)

(参加費) 7,300円

ウ 外国人対象の日本伝統文化体験教室

外国人を対象に、日本の伝統文化である茶道や華道に親しみ、初歩的な所作や技能に触れていただくことにより、文化芸術に対する理解を深め、また文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを目的として実施します。

(回数) 年1期(10日間)

(参加費) 10,000円

エ 茶室開放日

市民が茶道や茶室の雰囲気を感じられるよう無料で見学していただき、同時に茶席体験をすることにより、市民の文化芸術に対する理解を深め、また文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを目的として実施します。

(回数) 毎月第2金曜日(年12回)

(参加費) 無料

オ その他の事業

(ア) 子供伝統文化体験事業

(市内小中学校対象の伝統文化授業・部活動促進事業)

(イ) 伝統文化教室の共催(文化団体との共催)

(ウ) 初春茶会の共催(船橋市茶道連盟との共催)

(エ) 月釜茶会の共催(船橋市茶道連盟との共催)

(オ) ハッピーサタデー事業(子供茶道体験)

(カ) 教育委員会初任者研修及び茶会

(3) その他の文化施設共通事業

① 文化芸術活動支援事業

各文化芸術団体が活動を継続できるよう、関係団体にアンケートや聞き取り調査を実施するとともに、文化芸術アドバイザーの意見を聴取し、課題を抽出したうえで、新たな支援策を展開します。

② 顧客満足度を高めるためのモニタリング

「ご意見箱」に加え、施設を利用されるお客様、自主事業参加のお客様にアンケートを行い、その集計結果を基にお客様の要望などを具体的に検討するとともに、様々なモニタリング手法を用いてお客様の声を細かく拾い上げ、サービス向上に努めます。

③ ホームページ等による広報事業

施設の利用方法や文化・スポーツの自主事業等を、ホームページやフェイスブックページにより広く周知すると共に、施設を利用いただいているサークルの情報や船橋市文化団体の情報をホームページや掲示板に掲載し、活動の場を探している市民に情報提供します。

④ ポイントカード

ポイントカードを発行し、集めたポイントを景品や近隣商店街とのポイント交換などにより利用促進を図り、より多くの方の利益の増進を図ります。

⑤ 環境対策

船橋市地球温暖化対策地域協議会の会員として、船橋市地球温暖化地域対策実行計画に基づき、各施設の節電、節水等により地球温暖化対策の推進を図るとともに、「クリーン船橋ゴミゼロの日」に参加したりするなど、環境対策に取り組みます。

2 スポーツ施設における文化スポーツ事業

(1) 船橋市総合体育館

① 体験活動事業

ア こどもフェスタ及びスポーツフェスティバル

施設の無料開放などを通して、市民の心と体の健全な発達、健康増進の支援を目的として実施します。

(時 期) 年各1回

(参加費) 無料

イ ぴったりスポーツ体験事業

小学生を対象に、様々な種目のスポーツの楽しさを体験していただくと共に、運動部活動参加の参考としていただくことで、参加者の心と体の健全な発達、健康増進を支援することを目的として実施します。

(回 数) 年1回

(参加費) 無料

② イベント公演事業

ア ワンコイン寄席

日本の伝統芸能である落語に気軽に触れていただくことにより、市民の文化芸術に対する理解を深め、また文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことを目的として実施します。

(回数) 年2回

(参加費) 500円

イ ロビーコンサート

エントランスホールで弦楽器等の演奏会を行うことにより、近隣の皆様に楽しんでいただくとともに、余暇文化を提供することで、市民の文化芸術に対する理解を深め、文化的な環境の中で生きる喜びを見出していただくことを目的として実施します。

(回数) 毎月第2火曜日(年12回)

(参加費) 無料

ウ 日本大学薬学部講演会

近隣大学と連携し、薬や健康に関する話題ををわかりやすく市民に伝え、市民のこころと体の健全な発達、健康増進を支援することを目的として実施します。

(回数) 年1回

(参加費) 無料

(2) 船橋市武道センター

① 体験活動事業

ア 夏休み武道体験教室

小学生を対象に、剣道や柔道等の武道を体験していただき、参加者の心と体の健全な発達、健康増進を支援することを目的として実施します。

(回数) 各種目3回から5回程度

(参加費) 1,000円他

イ スポーツ体験フェスティバル

武道センター定期利用団体を中心に、発表会や体験会など、誰でも気軽に参加できるイベントを開催し、市民の心と体の健全な発達、健康増進の支援を目的として実施します。

(回数) 年1回

(参加費) 無料

【収益事業】

- 1 各施設の条例及び条例施行規則に基づき、文化等の活動のため、公益目的以外の施設及び設備の提供を実施します。